

### 現代国家考

FUKUDA, Yutaka / 福田, 豊

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

32

(号 / Number)

3-4

(開始ページ / Start Page)

43

(終了ページ / End Page)

68

(発行年 / Year)

1986-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006558>

# 現代国家考

福田 豊

まえがき

畑中和夫・福井英雄編著『現代国家論』（法律文化社）の「はしがき」につきのようなくだりがある。

「（本書の）第一の特徴は、はじめに現代資本主義国家についての基本的な問題をみておくとともに、現代の主要な資本主義国における支配的なイデオロギーや現代国家分析の主要な業績の分析を通じて現代国家論にアプローチしたことである。そのような国としてはイギリス、西ドイツ、フランス、アメリカ合衆国の四カ国をとった。いずれも高度に発達した資本主義国であり、現代日本の政治動向やイデオロギー状況に大きな影響を与えるものであって、その分析はわが国の現代国家研究にも直接に役立つものである。

第二の特徴は、現代社会主義国家論について一章を設けたことである。現存社会主義国家における民主化の問題は緊急の課題になっているが、その問題はわが国の進路を考える上でも決定的な課題の一つといわなければならない。本書においては、その課題にアプローチする一環として、ソ連の全人民国家論、ユーゴスラビアの自主管理国家論、ポーランドの社会主義的多元主義をとりあげた。なお『第三世界』諸国の国家論をとりあげることの必要性について

も十分に自覚していたが、本書においては果たしえなかつたことを遺憾に思っている<sup>(1)</sup>。

みられるとおり、ここでは現代国家は現代資本主義国家、現代社会主義国家、「第三世界」国家の三群に分けられ、現代資本主義国家としてアメリカ、イギリス、西ドイツの国家とともにフランス国家が分析の対象としてあげられている。この著作が発表されたのは一九八三年であり、当時すでにフランスではミッテラン政権が成立して重大な民生的な改革を推進していたにもかかわらず、この著作ではまことに無雑作にフランス国家をアメリカ合衆国国家とともに「現代資本主義国家」の一つとして分析の対象とされているのである。フランス国家とアメリカ合衆国国家を同一性格の国家として分析の俎上にのせられるのは、おそらくはそれらの国家の土台をなす経済構造がともに資本主義的経済構造であるという認識に基づくものであろう。土台が上部構造を規定するという唯物史観の公式によって、両者はともに「現代資本主義国家」として規定することができるというわけであろう。しかし、ここで留意されなければならないのは、それぞれの国で成立している政権の性格に重大な相違があるということである。レーガン政権が反動的な資本主義政権であるのにたいして、ミッテラン政権は漸進的な改革をつうじて社会主義を実現しようとする社会主義政権であり、両者の間には政権の性格上本質的な違いがあると思われる。また、ともに市場原理の支配する経済であるとはいえ、ミッテラン政権のもとでは国有化など一定の改革が進められたし、労働者の経営参加も進んでいる。こうした民主的改革は、スウェーデン、オーストリア、スペイン、ギリシア、オーストラリア、ニュージーランドなど社会党（社会民主党）が政権を掌握している国で、さまざまな形で行われている。成功もあり失敗もあり、まさに試行錯誤というべき実験が行われているのである。ところがそれらの試みについて、それは資本主義体制内の量的改革であり質的改革ではない、という理由で否定的に評価する論者が少くない。畑中氏らの著作にいみじ

くもそれが露呈されているのであるが、保守党政権下の国家と社会党政権下の国家を同一視するのは現代世界にたいする認識としてきわめて不十分であり、これでは世界史の発展方向を正確にとらえることはできないであろう。この小稿に私は現代国家考という大仰なテーマをつけたが、私がここで考察するのは現代世界と世界史の発展方向を正しくとらえるために社会党（社会民主党）が政権をとっている国家を現代国家論上どのように位置づけて認識するかという問題である。

（一） 畑中・福井編著『現代国家論』 法律文化社 二頁。

一

右の著作に見られるような、現在地球上に存在する諸国家のうち、いわゆる第三世界に属する国家以外を資本主義と社会主義の二つの国家群に分ける手法は、「社会主義諸国の共産党・労働者党の宣言」（一九五七年）や「共産党・労働者党代表者会議の声明」（一九六〇年）などに示された現代世界認識と共通の世界認識から生じたものとみてよいであろう。すなわち、モスクワ宣言は、現代を「ロシアにおける十月社会主義大革命によってはじまった資本主義から社会主義への移行<sup>(1)</sup>」の時代としてとらえ、「現代においては、世界の発展は正反対の二つの社会体制の競争の経過と結果によって決定される<sup>(2)</sup>」とのべているが、ここでいう「二つの体制」とはいうまでもなく国際共産主義運動の文献にいう「社会主義体制」と「資本主義体制」のことであって、共産党（労働者党）政権の成立しているソ連、東欧諸国、中国などの諸国が前者に属し、共産党以外の政党が政権を担当しているアメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス、日本などの諸国が後者に属するとされる。後者に属する国においてかりに社会党（社会民主党）政権が成立

したとしても、それはあくまでも資本主義体制内の政権、つまり資本主義政権であつて、保守党政権と「本質」においては、かわらないものとみなされる。これは第三インタナショナル以来国際共産主義運動に一貫した認識であり、さきに見た畑中・福井両氏編の著作にもそれが踏襲されているとみてよいであらう。

氏は、反動的資本主義的政権下のアメリカ合衆国国家と革新的社会主義的政権の成立しているフランス国家をも「現代資本主義国家」として一括し、そのうえでそれらの国家をつぎのように特徴づけられている。すなわち、この著作の総論にあたる第一章をみると、「現代資本主義国家」は国家独占資本主義国家であり、(1)この国家権力は「独占ブルジョワジー（さらには金融資本）の共同事務を処理する委員会」である、(2)この国家の基本的役割は全般的危機に直面した独占資本主義体制を維持し強化することにある、(3)資本主義の独占段階への移行とともに民主主義から政治的反動へと転換した政治的上部構造は、国家独占資本主義の展開とともに政治的反動をますます強化する必然性をもち、(a)執行権力（行政官僚機構、軍隊・警察・裁判所・検察・刑務所・諜報機関などの治安軍事機構）の拡大強化による議会制民主主義の形骸化、(b)マス・メディアの発達とその独占化の進行による国民の思想・信教・言論・表現にたいする国家統制の強化、精神的自由の体制による形骸化、(c)労働基本権の形骸化と労働者階級の体制内への統合・包摂、が進む、とのべられており、とくに議会については、「独占以前には、全体としてのブルジョワ階級の意志をまとめ、それを国家意志とするには、議会のような国家の統治機構を媒介としなければならなかつた」が、「独占段階では、ひとにぎりの独占資本によって、たとえば日本における経団連、日経連などのような独占資本家団体が結成され、かれらの意志を調整するとともに、その意志を直接に国家の統治機構に強制する」<sup>(3)</sup>ようになったためにその地位は低下し、「議会は独占資本の意志を全国民の意志であるかのように一般化するイデオロギー装置へと

機能転換させられていく<sup>(4)</sup>とされている。要するに、「現代資本主義国家」の政治的上部構造の特徴は、政治反動の強化と議會制民主主義の形骸化である、とまことに一面的にとらえられているのである。

私は、現代資本主義のもとで民主主義的な政治制度や精神的自由や労働基本権がすべて「形骸化」したかのような右の認識に同意することはできない。レーガン政権やサッチャー政権のもとで進められている「新自由主義」という名の政治反動は明確に認められなければならないが、だからといって民主的制度や権利がすべて「形骸化」してしまつたかのようなこの表現はあまりにも一面的であり、事実にも反していると考える。まして右のような特徴づけをもつ国家群のなかにミッテラン政権下のフランス国家を入れてしまうのは、この政権のもとで進められてきた民主的改革にたいする無関心によるのかそれとも意図的な無視によるのかはわからないが、いかになんでも無茶というものである。これでは、漸進的改革を体制内改革として否定した第三インタナショナルの認識とほとんど違わないことになる。<sup>(5)</sup>

周知のように、フランスでは、一九八一年五月二一日、社会党のミッテランが大統領に就任した。就任演説のなかでかれは、国民に向けて、いまや一九三〇年代の「人民戦線」と第二次大戦後の「解放」に続く「長い道程の第三段階」が始まったことをつげた。六月の総選挙で圧勝した社会党が中心となって組織した新政権は、組閣後ただちに法定最低賃金一〇%、家族手当二五%、住宅手当二五%、老令年金二〇%の引上げを行なつた。一九八一年一月の党大会で採択された「社会党マニフェスト」(フランスのための一一〇項目提案)にしたがつて公共部門で五万四千人の新規雇用を創出し、低家賃の住宅を建設した。財源の一つとして持ち家、宝石など三〇〇万フラン(約一億二千万円)を越す資産に課税する富裕税を新設した。しかし、なんといつてもミッテラン政権の最も中心のかつ特徴的な政

策は国有化と地方分権である。

国有化については、「社会党マニフェスト」に「公共部門は共同綱領（一九七二年に社会党、共産党、急進社会党左派によって採択された共同政府綱領）および社会党綱領に定められた、国家の融資を受けている製鉄、兵器、宇宙開発の九グループの国有化によって拡大される。信用および保険の国有化を完了させる」とかかれていたが、一九八一年七月に行われたモーロワ首相の施政方針演説で銀行と一一大企業グループを三段階に分けて二年以内に国有化するという具体的方策が明らかにされた。すなわち、(1)直ちに国有化する企業——銀行とマトラ（有力な兵器産業）、ダツソー（仏第二位の航空産業）、ユジノール、サシノール（ともに鉄鋼グループ）、(2)つぎに、ローヌ・プーラン（仏最大の化学会社）、サン・ゴバン（ガラス、建材）、P U K（仏最大のアルミニウム会社）、C G E（仏最大の重電・造船会社）、トムソン・ブランド（エレクトロニクス会社）、(3)最後に、外国資本の参加しているC ー I ー ハネウエル・ブル（仏最大のコンピュータ会社）、I T T フランス（通信・エレクトロニクス会社）、ルセル・ユクラフ（仏第二位の化学、薬品、化粧品会社）、というように、三段階に分けて二年以内に実施するとしたのである。

フランスにおける国有化の歴史は古い。すでに第一次世界大戦のときに戦時統制策として運輸・金融部門の国有化が行われたし、一九二九年恐慌のさいには赤字企業の救済策として半官半民企業が登場した（エール・フランス、大西洋汽船、ローヌ公社）。さらに一九三六年の人民戦線内閣のもとでは反独占政策の一環として軍需産業と鉄道の国有化が行われ、第二次大戦後も経済復興の手段としてルノーやフランス銀行、四大預金銀行、保険、電力、ガス、石炭などの国有化が行われた。ジスカールデスタン政権時代にも鉄鋼、原子力の国有化が行われている。これら既存の国有化企業にミッテラン政権下で行われた国有化企業をあわせると、現在フランスにおける公企業は、石炭、天然ガ

ス、鉄道、テレビ・ラジオ、郵便、電信・電話、肥料などの部門で一〇〇%、発電、航空、銀行、タバコ、鉄鋼、航空機などで八〇%をこえている（銀行は預金高、産業は売上高）。このように経済の基幹部門でかなり大幅に国有化が進められ、産業全体で公企業の占める比率は三二%に達している。新しく国有化された企業を管理する理事会は、政府、従業員、消費者・有識者の三者からなり、一般企業ではそれぞれ六、七、五名、金融機関では同数の各五名となっている。いわゆる資本家がいなくなり、労働者の経営参加が大きく進んだのである。

経済社会の新たな発展のために、国有化政策とともに重視されたのが地方分権であった。フランスはナポレオン以来強度な中央集権制であつて、地方自治は極端に制限されていた。内務省の推薦をうけ、大統領によって任命された県知事が絶大な権限をもつていたのである（一）、法律・政令を実施し、条例・規則を制定する、（二）、道路・病院などの施設管理、公衆衛生、治安維持、教育などの一般行政事務を行ない、行政事務遂行に必要な司法警察権をもつ、（三）財政支出の権限をもつ、（四）県議会の議案を提出し、議会の停会、解散を命ずることができる、（五）など。これにたいし、ミッテラン政権が国民議会に提案し、一九八二年三月に成立した「市町村、県、地域圏の権利と自由に関する法」は、県知事の巨大な監督権、拒否権を廃止し、知事の名称も共和国委員（コミッサール）に変更した。かれは、軍事、司法、徴税、教育などをのぞく国の各種行政事務を代表するが、実際上は国と地方自治体の連絡役にすぎないものとされ、県の行政執行権は、住民によって直接選出された県会議長が行使することになった。こうして県は行政区画から真の地方自治体にかわつたのである。レジオンも完全な自治体となり、都市計画は市町村、社会活動（社会保障、医療保険、公共住宅）は県、経済活動（開発計画、雇用問題、国土整備）はレジオンが担当するというように、各級の自治体の権限も明確化された。こうした分権化は、これまでの中央集権的国家構造を大幅に改革するものであり、国

有化とともにフランスの政治、経済、社会の民主的改革に大きな役割をはたすことになった。

以上簡単に概観したことから明らかなように、ミッテラン政権の政策はフランスにおける政治的・経済的・社会的民主主義の発展を追求するものであり、レーガン政権やサッチャー政権の反動的政策とは明らかに異質である。しかもそれらの政策は、直接社会主義政策として行われたものではないが、社会主義の実現を展望して行われたことは明らかである。<sup>(c)</sup>このような政権のもとにあるフランス国家をアメリカ国家と同一視し、さきに紹介した特徴をもつ国家独占資本主義国家としてとらえるのはどうみても無理であろう。

それではこの国家をいったいどのように規定するか？ この問題を解明するために、まずレーニン主義による社会変革と現代の高度に発達した資本主義国における社会変革の違いについて考察することから始めることにしたい。

(1) 石堂清倫編『現代革命と反独占闘争』合同出版二九一頁。

(2) 同上。

(3) 畑中・福井前掲書一〇〇―一五頁。

(4) 同上二三頁。

(5) この著作で「現代フランスの国家論」を担当されている玉村博己氏は、「現在ではユーロコミュニズムよりもユーロソシアリズムという用語の使用が見られるほどミッテラン社会党政権の出現は大きな意義をもっているが、とりわけフランス社会党の主張する自主管理社会主義における『国家論』の研究が、これまでの先進国革命論と同様に重要性を増していることである。とくに自主管理社会主義が、『ソ連型社会主義』とは異なる社会主義を展望していることに注目すべきであろう」(前掲書一五六頁)とべられているが、これはこの小稿の視点と一致するものであり、「はしがき」、総論の内容とは矛盾しているように思われる。

(6) ミッテラン政権下で行われた国有化は従来の社会主義論にいう生産手段の私的所有の廃止、その国有化というようなものではない。国民議会に提出された国有化法案の趣旨説明では、「公共部門の発展がこれまでフランス経済発展にとって決定的な要因の一つであったこと、およびその拡大が経済危機に対処する上で不可欠であること」が国有化の理由としてあげられており、モロー首相も生産性の向上が目的であることを端的に語っている。しかし、ミッテラン政権が単にフランス経済の活性化のためにだけ国有化政策を進めたとみるのは不十分である。なぜなら、一九七二年三月の全国協議会で決定された『生き方を変えよう——社会党綱領』に、「公的セクターの拡大」は「国民経済の方向づけを行なう強力な手段」であり、「通貨創出権限」をもつ銀行部門の「即時国有化」は「経済の長期的な方向づけ、成長の方向づけを容易にする」、「独占を攻撃し、わが国の経済の基幹セクターに社会化を徐々に拡大することを提起することによって、しかも、この社会化を様々な形態(国有化、市有化、あるいは協同組合化)で行なうことを提起することによって、わが党は、生産関係の変革、したがって、労働者の生活諸条件の変革に不可欠の手段をつくりあげていこうとしている」(葉山況『自主管理と社会主義』現代の理論社)と書かれていることから明らかなように、公的セクターの拡大はまさに戦略的に提起されているからである。

## 二

前に紹介したように、『現代国家論』の著者たちが「現代社会主義国家」として分析の対象とされているのはソ連などのいわゆる現存社会主義の国家であった。それらの国の社会主義革命と社会主義建設を指導したのはいうまでもなくレーニンの理論であるが、その骨子は大要つぎのとおりであった。

(1)自由競争の支配する資本主義は一八六〇年から七〇年ごろに発展の頂点を迎え、十九世紀の終りから二〇世紀のはじめにかけて、イギリス、フランスなどおもな資本主義国では独占資本が経済を支配するようになった。そしてそ

これらの資本主義列強は、資本の輸出、国際独占体による世界支配、世界市場の経済的分割と植民地獲得をめざして狂奔した。ドイツのように遅れて資本主義になったが一九世紀末重化学工業を中心に急激な発展をとげた国は、二〇世紀にはいつて植民地再分割競争に加わり、そのあげくの果てに第一次世界大戦が勃発した。この帝国主義戦争は社会主義革命の主体的・客観的条件を成熟させた。

(2) 国家は、経済的に支配する階級が被支配階級を搾取・抑圧するための機関であり、常備軍と警察とが国家権力行使のおもな道具である。ブルジョア社会に特有な中央集権的国家機構にとつて特徴的なものは官僚制度と常備軍であるが、帝国主義の時代においてはもつとも自由な共和制の国においてさえ、プロレタリアートにたいする弾圧の強化と関連して国家機構の異常な強化、その官僚的・軍事的機構の前代未聞の成長がある。そのため、アメリカ、スイス、フランス、イギリス、ノルウェーなどの議会主義の国においても、議会では「庶民」をあざむくためのおしやべりが行われているにすぎず、真の国家活動は各省の官房や参謀本部が行なっている。したがって帝国主義の段階においては、プロレタリア国家の樹立は暴力革命なしには不可能である。官僚的・軍事的国家機構を武装したプロレタリアートが暴力によって粉砕することが必要である。粉砕した旧来の国家機構にかわって登場するのはコミューン（ソビエト）である。コミューンこそ労働者階級解放の新しい政治形態であり、資本主義から共産主義（共産主義の第一段階としての社会主義）への過渡期に成立するこの国家はプロレタリアート独裁の国家である。

このようにレーニンは、旧来の国家機構の暴力による粉砕と労働者階級の新しい国家であるソビエトの創設を主張した。二〇世紀初頭のロシアでは、ツァーリの専制支配のもとで自由な政治活動は許されず、労働者、農民の政治参加の道は閉ざされていた。労働者や農民に帝国議会への投票権がなかったわけではないが、地主の一票は労働者の五四

○票、農民の二六〇票に相当するという極端な差別選挙が行われており、そのために政治参加は事実上はばまれていたのである。このように議會への参加が事実上拒否されていたことから、レーニンは、「できあいの国家機構」を利用して社会主義を実現する道を放棄し、労働者、農民の新しい権力機構（ソビエト）を別に新しく組織すること、そのためにまず暴力装置からなる旧来のブルジョア国家機構を武力で粉碎しなければならぬと主張した。そしてソビエトという政治形態のもとにプロレタリアート独裁を行ない、社会主義社会をうちたてなければならぬとした。レーニンは、ブルジョア議會制度の本質は支配階級のどの成員が議會で人民を抑圧し、踏みにじるべきかを数年に一度決定することである、という認識のもとに、社会主義を徹底的に排撃した。カウツキーの「われわれの政治闘争の目標はこれまでと同じであつて、議會内の多数を獲得することによって国家権力をたたかひとることであり、議會を政府の主人にたかめることである」という議會主義的主張にたいして、「純然たる、卑俗きわまる日和見主義」であると激しく非難し、「革命は、プロレタリアートが『行政装置』と全国家装置とを破壊して、それを武装した労働者からなる新しい装置によっておきかえることにある」としたのである<sup>(1)</sup>。

レーニンの国家と革命にかんする理論は、その主著の一つである『国家と革命』をみれば明らかのように、マルクス主義の国家学説を帝国主义段階や革命的過渡期にどのように適用するかという問題意識のもとに提起されたものであり、「できあいの国家機構」の粉碎という立場から議會主義を徹底的に批判したものであつた。第三インタナショナルはそれにしたがつて議會をつうじての社会主義への平和的移行を完全に否定した。「帝国主义の条件のもとでは、議會は、帝国主义の荒廢、強奪、暴行、略奪、破壊をまえにしての嘘、欺瞞、暴力、無気力なおしやべりの用具の一つにやつてしまつた。系統的でも、恒久的でも、計画的でもなくなつた議會的改良は、勤労大衆にとっていっさいの

実践的意義を失つて」<sup>(3)</sup>おり、「国家制度としての議会主義は、ブルジョアジーの『民主的な』支配形態となった。ブルジョアジーは、一定の発展段階においては人民代議機関という擬制を必要とする。それは、外面的には超階級的な『民意』の組織として現われるが、本質上は支配的な資本の手ににぎられた弾圧と抑圧の用具である」<sup>(4)</sup>、したがって「プロレタリアートの任務は、ブルジョアジーの国家機構を爆破し、それを破壊し、それとともに、共和制のそれと、立憲君主制のそれとを問わず、議会施設を破壊」<sup>(5)</sup>しなければならぬとしたのである。

現存社会主義国で行われた革命は、具体的な政治過程のうえでもちろん多様でありそれぞれの特色をもっているが、基本的な点では右のレーニンの理論を指針として推進されたといつてよい。たとえばロシアでは、労働者、農民、兵士の武装蜂起によつて旧権力が打倒され、プロレタリアート独裁の権力のもとで中央集権型の社会主義経済がきわめて短期間に組織された。すなわち、戦争と革命によつて旧秩序が全面的に崩壊するなかで、一九一七年一月に土地が国有化され、一八年の春までに鉱山、冶金、発電、繊維、精糖の生産手段が没収された。銀行と外国貿易も国有化された。さらにその年の夏には石油企業ほか私人の手に残っていた大企業のすべてが国有化され、年末までに外国銀行も国有化されている。政治革命後一年という短期間に基幹部門の大企業の全面的な国有化が進められたばかりでなく、一九二一年二月にはゴスプラン（国家計画委員会）がすでに計画の準備作業を開始している。第一次五カ年計画の実施までには一〇年の歳月を要したとはいへ、新しい経済構造の構築という大事業からすればまことに短期間の達成であつたといふことができよう。戦争と武力革命にひきつぐ内戦による旧秩序の崩壊という客観的条件と、レーニンのひきいるソビエト共産党の強力な指導によつて、きわめて短期間のうちに生産手段の全面的な国有化と新しいタイプの中央集権的経済構造の創出に成功したのである。第二次大戦直後東欧諸国で行われた革命では議会的手段が利

用されたところもあり、そこではレーニンの理論がそのまま実践されたわけではない。しかし、旧権力機構が武力（東欧の場合ソ連軍による解放が大きな役割を果たした）によって打倒され、プロレタリアート独裁権力のもとでソ連タイプの中央集権的経済構造が創出されたという点はいずれも共通しており、基本的なところでレーニンの理論に導かれていたということができよう。

現在の先進資本主義国における社会変革は、ソ連や東欧とは異った条件のもとで行われる。それは、ソ連や東欧のような帝国主義戦争後の混乱のなかで達成される変革ではない。世界戦争を阻止しながら行われる変革である以上、このことはあらためていうまでもないことである。また、武力によって旧権力が一挙に打倒されるなかで達成される変革でもない。現代の先進国の社会変革は、議会制民主主義の確立、基本的人権の尊重という条件のもとで行われる変革であって、改革をのぞむ社会勢力が国会選挙——あるいは大統領選挙と国会選挙——で勝利をおさめ、内閣を組織し、選挙のときにかかげた公約を着実に実行しながら、国民の合意のもとに一步一步政治的・経済的・社会的改革をかちとっていく変革である。すでにこのべたように、レーニンは、議会主義を排撃して止まなかったが、今日ではその議会主義による社会変革が追求されているのである。レーニンの国家論によれば、国家はブルジョアジーや地主が労働者や農民を搾取・抑圧するための道具であった。当時のロシアでは、国家を組織するのはツァーを中心とする資本家階級や地主であり、労働者や農民は政治から除外されていた。被搾取階級を抑圧する国家機関に被搾取階級が参加するなどということはそもそも背理であった。参加の場を閉ざしている以上、労働者や農民は社会の主人公になるためには別のところに参加の場をつくらなければならない。既述のようにそれがソビエトであった。

ところが現在の先進資本主義国では、議会をつうじて国民の政治的統合が行われており、したがって勤労国民は議

会をはじめとする国家機構に直接・間接に参加し、保守勢力と対決しながらみずからの要求の実現をはかっている。今日の議会制民主主義のもとでは、資本家階級や地主の政治代表だけでなく、労働者階級や農民、新旧中間層の政治代表、さらには宗教界の代表も議会に参加し、それぞれの利益を貫徹するために議会の場で争う。利害の対立する諸階級・諸階層の政治代表がともに議会を組織し、それぞれの政策を実現するために争うのである。このように今日では普通選挙権の実現によって国民が「同権」化し、議会が諸階級・諸階層の政治闘争の主戦場となっている。そのために、現在、先進資本主義国では社会党（社会民主党）はもとより、ユーロコミュニズムにみられるように共産党も議会をつうじての変革を追求するようになってきている。議会制民主主義によるかぎり、当然複数政党制が認められ、政権交代が認められなければならない。レーニン主義による共産党の一党制（東欧に複数政党の存在する国があるが共産党以外の党は共産党と同権ではない）やプロレタリアート独裁は放棄されなければならない。ユーロコミュニズムの諸党が、結社の自由を確認することによって複数政党制を認め（ソ連・東欧では結社の自由は認められていない）、政権交代を認めることによってプロレタリアート独裁を否定したのはまことに当然のことといつてよいであろう。議会的変革の場合は、政権交代をもたらすのはいうまでもなく選挙民である。選挙民が議会選挙をつうじて政権政党を選挙するのであつて、プロレタリアート独裁国家におけるように前衛政党、指導政党が政治方向を決定するわけではない。

以上見てきたように、現在までのところ社会主義への道は二つある。一つは現存社会主義国がたどったソビエト型の社会主義への道であり、いま一つは今日先進資本主義国で追求されている議会型の社会主義への道である。いずれの場合も社会主義を実現するための政権がまず登場するが、それぞれの政権の性格、機能、安定度には大きな違いが

ある。ソビエト型の場合には武力革命によって旧権力と旧秩序は一掃され、プロレタリアート独裁政権のもとで急速に中央集権型の計画経済がつけられる。政権交代を認めないので安定度は高い。それにはたいして議會型の場合には、旧政治・経済構造と社会秩序をひきついでうえて改革に着手しなければならぬ。社会主義政権は成立しても、当初の段階では立法・行政・司法の各機関、軍事・警察機構、財界、マスコミ・文化・思想・教育界には依然として大小の反対勢力が存在する。そういう条件のもとでは、一挙に新しい経済構造をつくりあげることとはとうていできない。国民の合意を得て、長期にわたる部分的な改革を蓄積しながら新しいタイプの経済構造をつくりあげていかなければならない。また、今日のように政治的・経済的諸機構がすべて複雑な国際的・国内的関連のなかで機能しているときには、政策撰択にも一定の制約がある。政権をとったからといって、一挙に改革できるわけではない。慎重さを欠いた性急な改革は、政治的・経済的・社会的混乱をひきおこし、国民生活に多大の悪影響を及ぼしかねない。その結果、社会主義政権は成果をあげえないまま国民の支持を失って政権政党の地位を追われることも起りうる。まして、先進国では高学歴化し、多様な価値観を持つ選挙民が増えてくる。確固たる社会主義的イデオロギーの保持者はいまや少数派であって、その時々々の政策によって政党を選ぶ人びとが増えている。したがって、この政権の安定度はプロレタリアート独裁の政権にくらべてはるかに低い。社会主義政権が一定の成果をあげたとしても、選挙に敗北し政権交代が行われれば、改革の成果が灰燼に帰してしまふことさえある。このように議會型社会主義の道は一筋道ではない。

第二次大戦後の今日では、かつてレーニンによって日和見主義としてきびしく断罪されたこの議會型の社会主義の道が先進国の社会主義政党のほとんどによって追求されており、その方式で政権を獲得したのがフランス社会党であった。その意味でミッテラン政権は、先進国に共通の議會主義的社会主義政権であると規定することができよう。

(1) 『国家と革命』岩波文庫一六五頁。なお、カウツキーの主張を簡単に紹介すると、かれは革命が「物的暴力」によって行われるということについては一例外(ロシア)しか認めていなかった。すなわち、「……プロレタリアートの革命闘争においては、軍事的方法が用いられたブルジョア革命闘争にくらべて、経済的立法的及び道德的圧力の方法が物的方法すなわち軍事的方法に勝るであろう、ということとは全くありうべきことだ、と。なぜ来るべき革命闘争が軍事的手段によって決着つけられることが滅多にないと言えるかの一つの理由は、今日の国家がもっている武装が、『市民』の意のままになる武器に較べて、全く優勢でおはなしにならないということであり、そして市民のいかなる反抗も一般に最初から見込みがなくされているという点である。……これに反して、今日革命的諸階層にとつては、一八世紀のものよりも、経済的政治的及び道德的反抗というもっと立派な武器が自由に使いうる。ただロシアだけはその一例外である。團結の自由、出版の自由、及び普通選挙権……は、近代国家のプロレタリアートが、ブルジョア階級の革命闘争を闘い抜いた階級にくらべて、有利にもっている武器なのであるが、……」(『権力への道』世界大思想全集、河出書房 二二二—二二三頁)と。このようにカウツキーは議會をはじめとする民主主義的諸制度の利用を説いたが、武力革命の立場にたつレーニンはそれを「日和見主義」と批判したのである。

(2) 同上 一六〇頁。

(3) 「共產主義と議會主義についてのテーゼ」(『コミンテルン資料集』I 大月書店 二二三頁)。

(4) 同上 二二四頁。

(5) 同上

(6) 東欧にはたしかに複数政党の存在する国がある。ポーランドを例にとると、統一労働者党以外に統一農民党と民主党の二つが存在する。しかし、統一労働者党が「社会主義建設における社会の指導的政治力」(ポーランド人民共和国憲法第三條)であり、他の二党は国民統一戦線に参加する党であつて統一労働者党と対等ではない。東独の場合も社会主義統一党が指導党であり、その他の四党はその指導のもとにある。

(7) 拙著『現代国家と民主的変革』(ありえず書房)の第二部第一章「現代の変革と議會制民主主義」、第二章「レーニン主義と先進国革命論」を参照されたい。

(8) 第三世界諸国の社会主義の道は多様かつ複雑であり、内戦によるケースが多いが、ここではその問題には立ち入らない。

### 三

社会主義的経済関係は、資本主義経済のなかで自然発生的に成立するものではない。まず社会主義の実現をめざす政権が成立し、その政権のもとで社会主義的経済構造が創出されていく。国家的上部構造の変化が先行し、国家権力の働きかけによってその政権のめざす社会主義的経済構造が構築されていくのである。現存社会主義の場合は、プロレタリアート独裁の政権のもとで中央集権的な社会主義的経済構造が急速に創出された。

議会型の場合も、まず社会主義を実現しようとする政権が成立する。この政権の働きかけによって経済関係の改革が進められる。この改革は旧構造をふまえたうえでの、旧勢力の抵抗を受けながらの改革であるから一挙には進まない。そこで、上部構造は社会主義的なものに変化しているのに土台はなお資本主義的であるという不照応関係が発生する。土台が上部構造を規定するという公式にとらわれた基底体制還元主義的発想の持主は、この不照応関係をみず、土台が資本主義的であれば上部構造も必然的に資本主義的であるという結論を機械的にひきだすのであるが、漸進的改革的さいに生ずるこの不照応関係を見逃してはならない。

改革が進むにつれて資本主義的経済関係はコントロールされ、誘導的計画と制御された市場を有機的に統一した新しいタイプの社会主義的経済構造に変化していくにしても、かなり長期にわたって二つの経済関係が共存することになる。漸進的改革であるために、社会主義的の上部構造に土台が照応するようになるまでにはかなりの時間的ギャップが生ずることになる。それだけではない。チリのアジェンデ政権の悲劇的経験が示しているように、社会主義勢力が

国家権力の一部を掌握し保守勢力が他の一部を掌握しているような状況（チリでは、政権末期には行政権は人民連合、立法権、司法権、軍隊は保守勢力がにぎっていた）、一種の二重権力的状況が生ずることがある。ミッテラン政権の場合も司法権が保守勢力に握られていて、国有化にたいする憲法判断のさいに一定の障害をなしたことはよく知られているとおりである。こうした場合、議会で多数を占めて内閣を組織した社会主義勢力は、土台の改革とともに司法、軍事、教育、マスコミなどイデオロギー機構をふくむ国家機構全体の改革にも努めなければならない。

前節でわれわれは、ミッテラン政権を議会主義的社会主義政権であると規定したが、その理由は以上のおりである。この政権は、国有化や分権化を推進することによってそれにふさわしい仕事をした。フランス社会党がめざしている自主管理社会主義の条件も国有化と分権化で一歩前進した。<sup>(1)</sup>しかし、この政権に問題がなかったわけではない。国有化にさいしては、さきにのべたように憲法評議会の違憲裁決を受けて内容上の修正を余儀なくされたし、実現された国有化企業の業績は予期されたようには上っていない。労働者の経営参加は、経験不足も手伝って実質的に成果をあげるまでにはいたっていない。経済政策については、当初失業問題解決を優先させ、公共支出と消費支出の増大による景気刺激政策をとったものの、やがてインフレと貿易赤字対策に重点をおく緊縮政策に転換し、物価と賃金の凍結、外貨交換・外国旅行の制限、社会保障掛金の引上げ、ガス・交通費・電話料金の値上げなど、勤労国民に耐乏を強いる政治を行うことにもなった。武器輸出や核実験を継続し、きびしい国際的批判をあびた。教育改革に失敗し、鉄鋼を中心とする産業再編成でも労働者の抵抗を受けている。そして今年三月に行われる国民議会選挙では、社会党の敗色は濃厚であるといわれている。国民議会選挙に向けて保守の二大政党、共和国連合（RPR）とフランス民主連合（UDF）が『共同統治のための綱領』を発表したが、そのなかには国有企業の民営化のための基本法の

制定（銀行、重工業の民営化）、価格・為替取引・外国からの投資の規制緩和、社会福祉面への財政支出の抑制、事業税など企業負担の軽減、富裕税の廃止、企業の人員削減への政府介入の排除、などがうたわれている。ミッテラン政権の民主的諸改革を張消しにしようというわけである。

このように見てくると、ミッテラン政権の政治にも数々の問題があったことがわかる。しかし、失業問題、インフレ問題、産業再編成問題、貿易赤字問題などはこの政権の成立前からフランス経済が直面していた問題であり、社会党政権の失政が原因ではない。とはいえ、保守政権が解決できなかったこれらの問題の解決をこそ国民は社会党政権に期待したのであり、その期待に不十分にしか応えることができなかったのである。議会主義的改革の困難さがここに示されていることができる。

ミッテラン政権の政治について、いまはまだ総括できる段階ではない。ただいえることは、数々の否定的な側面があったとしても、この政権の政治は議会型社会変革の、おそらくは今世紀最大の実験であろうということである。

ところで、議会型の社会主義への道をたどっているのはフランスだけではない。スウェーデン、スペイン、オーストリア、ギリシア、オーストラリア、ニュージーランドなどでも社会党（社会民主党）政権が現在改革を進めているし、かつて西ドイツ、イギリスでも同種の政権によって改革が試みられたことがある。それらの改革は、それぞれの国の政治的・経済的・社会的条件と社会改革路線の違いによってまことに多様である。自主管理社会主義路線もあれば共同決定路線もある。成果もあれば失敗もある。まさに試行錯誤である。それらの多様な改革路線のなかで、以下わが国にはあまり紹介されていないオーストラリア労働党の改革の進めかたについて簡単に考察することにした。

オーストラリアでは、一九八三年三月五日に行われた総選挙で労働党が圧勝し、ホーク政権が誕生した。ホーク首

相は就任第一声で、「今から国民的和解のための仕事を始めよう」と呼びかけたが、四月に開催されたエコノミックス・サミットがそのための最初の仕事であった。このサミットには連邦政府の主要閣僚、各州首相、代表的企業の経営者、労働組合の代表者など一三五人が参加し、オーストラリア経済の当面する問題についての話し合いを行った。経営者代表が賃金インデクセーションに反対したために全面的な合意を見ることはできなかったが、この会議の最大の成果は政府、経営者、労働組合の三者が物価・所得協定 = prices and incomes accord (「アコード」と略称されている) について合意したことであるとされている。「ホーク労働党内閣発足によってオーストラリアは『物価・所得協定 (accord)』の時代にはいった<sup>(2)</sup>」といわれているが、ホーク首相の「国民的和解」のための初仕事は、改、労、使三者による「アコード」の支持という形で結実したのである。

「アコード」の正式の名称は「オーストラリア労働党 (ALP) とオーストラリア労働組合評議会 (ACTU) の経済政策についての協定」であり、八三年二月に策定されている。労働党と労働組合の話し合いが始ったのは一九八一年であるが、二年間の熱心な討論を経て策定された「アコード」が、その翌月に行われた総選挙で労働党が勝利したことによってただちに現実政治の場にのぼることになったのである。

「アコード」は、まずはじめに、OECD諸国のなかで失業やインフレ問題に比較的うまく対応したのは「協議のうえでの物価所得政策の発展に非常に重点をおいた諸国であった」として、「この経験にたつて、われわれ二つの組織は、労働党政権成立の折に実施すべき相互協定の物価所得政策をオーストラリアにおいて発展させるよう努力することが適切であると考えた」と、協定策定の意図を明らかにしている。

合意された政策の具体的内容を見ると、まず第一は物価である。物価については、新たに設ける物価決定の機関が

「法的基準」をつくり、その範囲内で価格の引上げが妥当であるかどうかを評価することになっている。ここでいう「法的基準」とは、「企業はその維持と拡張に必要な水準以上に利潤を得ず、労働者の実質賃金を守り、不必要なコスト高が物価の上昇にはね返らないようにすることである」と説明されている。それと同時に、合併に対する規制、市場力乱用の禁止、物価協定にたいする告発、不当な商慣行からの消費者の保護などを通じて「実質的な競争」を推進し、「高すぎる価格をつける可能性を少くする」ことがうたわれている。

第二は、賃金と労働条件である。賃金については、「賃金決定の諸原則は従業員に正当なる賃金を与えると同時に、賃上げがさらにインフレや失業を誘発しないようにすることである」とのべたうえで、すでに物価の項でみたように実質賃金の維持が「重要な目的である」とされている。さらに中央集権的賃金決定制度が「公平さのためにも労使関係のためにも望ましい」とし、「賃金・俸給の購買力を守るために、全面的な生計費調査制度の採用」が必要であるとしている。とくに労働組合が全国レベルで賃金や労働条件の向上について要求するさいには、「労働組合は政府の経済政策に留意し、こうした要求の額について政府と協議する」ことになっている。

第三は、賃金外所得である。ここでいう賃金外所得とは、「配当、資本利得、家賃、利子、重役手当、法人組織外の企業（医師、弁護士、店主、自営建築業者、商人等）の所得」のことであるが、これらの所得については、直接的規制ではなくて、それを利用すれば「これらの所得水準にかなりの影響を及ぼし、これらの人々が他の労働者と同じく待遇を受ける」ことになる間接的規制を加えることにしている。具体的には、たとえば「会社法およびその他関係法を改正し、会社重役任命の条件、ならびに報酬その他の手当を会社の年報で公開し、これらは株主の承認を受けるとし、物価当局もこれらを勘案し、同時に会社の価格引上げの申請を検討する場合には、上級管理職の報酬と

手当も対象とすることを規定する」といったような措置である。

第四は、税金および政府支出である。ここではまず、「政府は、政権を担当したらすぐ所得税体系を實質的に再編成し、低・中所得者の税負担を緩和すること、そして、「完全に實際的な物価所得政策を実施するため、政府は労働組合運動と提携して、税体系を毎年吟味しなおし、インフレによって税負担が自動的に重くならないようにすること、さらに「政府は、低賃金取得者に賃金の公正さを保障し、低所得者への課税を緩和し、社会保障給付を引上げ、社会的賃金についてその他の改善を行なうことによって貧困を一掃することをめざす」ことを明らかにしている。

そのほか、労使関係、産業開発と技術革新、移民、社会保障、職場の保健と安全、教育、など広汎な問題がとり上げられているが、労働党と労働組合の合意だけでは現実の政策にはならない。「アコード」がとくに使用者の行動を制約する政策を数多く含んでいるだけに、かれらの合意をとりつけないかぎり政治の場で具体的に実施することほできない。そこですでにのべたように、ホーク政権成立の翌月に開かれたエコノミック・サミットで使用者の合意をとりつけたのである。

政労使三者構成の機関で国民的合意を形成するという政治手法は、科学サミットのさいにも、「労働者参加に関する全国労働協議委員会」設置のさいにもみることができ、オーストラリア労働党政権が使用者をふくむ三者の合意によって問題の解決をはかろうとするのは、同党の「民主主義的な社会主義化」路線のあらわれである。すなわち、オーストラリア労働党はその規約のなかで同党の目的について、「労働党の綱領に規定された行動、方法、進歩的な改革の原則に従って、産業、生産、流通、交換の分野における搾取とその他の反社会的な行動を排除するに必要な程度まで、これらの各部門の民主主義的な社会主義化をはかる」といつているが、ここでいう「綱領で規定された行

動・方法」というのは、綱領の前文でのべられている「民主的」「国民的」「合法的」ということである。「民主的」というのは、「政治活動は成人の普通選挙権に基く自由選挙の枠内で実施されるべきであり、政府は選挙民によって自由に選ばれ自由に罷免されるものであり、政府に対する合法的な反対権は自由にとって不可欠なものである。……労働党はいずれの政府もひとたび政権の座につけば不動不変のものであるという考え方に反対する」ということであり、議会主義の堅持と独裁政権に反対するという内容であるといつてよい。「国民的」というのは、「オーストラリア社会の福祉は、国際的な規律、たとえば共産党に拘束される政治運動によつては、保障できないことを確信」することであり、かつてのコミンテルンやスターリン時代の「一板岩の国際主義に反対だ」ということである。また「合法的」というのは、「党の目標が連邦政府、州政府、地方政府の合法的な活用を通じて実現されるべきであり、……合法的な概念にもとづいて、労働党は革命の各論法を否定し、このような論法が国民に破滅的な影響をもたらし、現実的な永続的な利益を実現しない」ということであり、革命の否定、漸進的合法的な社会改革の方法をとるといふことである。

このようにオーストラリア労働党は、みずからを議会主義の党、漸進的合法的な社会改革の党と規定して「民主主義的な社会主義化」を追求する。したがつて、政権を掌握して短期間に生産手段の国有化を達成し、中央集権的計画経済を実現するというような方法はもちろんとらない。労働党政権が成立しても使用者はまだ残っており、それらの使用者の合意をかちとりながら社会改革を進めていくというわけである。

オーストラリア労働党と労働組合は、使用者をまきこんで「アコード」による改革を進めているが、指導者たちはこの路線にほとんど過剰とも思われる自信を示している。

こうした路線についてイギリスで失敗した所得政策の再現であり、経済危機突破のためのネオ・コーポラティズムであると批判する向きもあるが、私は、社会主義政党と労働組合がみずからのイニシアティブのもとに国民的合意を形成しながら一步一步改革を進めていくこの手法を議会主義的社会主義の一つの試みとして注目したいと考えている。

(1) C F D Tの本部を訪問したとき、書記長で自主管理社会主義者として著名なエドモン・メールは、「国有化と地方分権によって自主管理社会主義の条件は前進したが、受益主義に慣れきっていたために労働者や市民の自主管理の力がまだ育っていない」と語った。

(2) 『海外経済情報』一九八三年六月。

(3) 『アジア労働運動資料』第四四号 七〇頁以下を参照されたい。

#### あとがき

従来、第三世界をのぞく現代世界の国家群は大きく二つに分けて認識されることが多かった。「資本主義世界体制」と「社会主義世界体制」、あるいは東西両陣営というように。冒頭に紹介した著書でもそうであった。それにたいして私は、第三世界をのぞく国家群は以上のべたように大きく三つに分けて認識されなければならないと考えている。アメリカに代表される現代資本主義国家群、ソ連に代表される現存社会主義国家群、それにフランスに代表される議会主義型の社会主義国家群である。現代世界はこの三つの国家群に属する国々が、国家群としての利益をもとめて同盟し、国益をもとめて対立・抗争するなかで動いている。そしてそれに第三世界の諸国家が加って複雑な国際関係をづくりあげながら世界史が形成されていくわけである。

最後に第三の国家群に属する国について若干の補足をおきたい。これらの国家の国家群としての團結は弱い。そしてそれらの政權は、まえにのべたように現状では不安定である。反動的な資本主義政權にとつてかわられる可能性をはらんでいる。現在のフランスがそうである。これは、くり返しのべたように、プロレタリアート独裁の場合には起りにくい、議會主義型の移行に特有の問題である。また、この国家群に属する政權は、現存社会主義国の政權と外交政策、安全保障政策などの面に対立することが多い。周知のように、社会党と共産党は第二インタナショナル内部で激しく対立しあっていた二つの政治思想・政治運動の潮流を継承するものであり、今日においても社会主義像をはじめ理論・政策・運動の面で依然として対立がある。たとえば、ソ連共産党はマルクス・レーニン主義による社会主義革命以外に社会主義への道はないという立場にたっているし、フランス社会党は、政党と国家の融合、国家と社会の融合、異議申し立ての手段（出版物や自由な集会、結社の自由）の欠如、民主的な手続（自由な選挙、複數政党制）の不在などを例にあげて、「東側のよろもろの社会は社会主義社会とはいえない」と手きびしく批判する。どちらが真の社会主義であるかをめぐる対立が、かつては社会主義諸党派間のはげしい対立・抗争、分裂をひきおこしたし、それらの社会主義政党が政權についた今日の段階では国家間の対立を産みだす基本的要因となつてゐる。かつて身近かであつたものの中で歴史的に形成されてきたこの対立は、まさに社会主義運動の宿命ともいふべきものであつて、その克服は容易ではない。どの社会主義党派が政權をとるかによつて一國の社会主義建設のあり方が変り、どの社会主義國（諸國）が国際社会のイニシアティブをとるかによつて世界の将来のあり方が大きく変る。そこでソ連、東歐型の社会主義世界建設に賛成できないフランス社会党政權が、アメリカの大統領とともに「西側」の一員としてサミットに参加したり、自前の核戦力を保持したりするのである。フランス社会党のこうした行動を、保守党政權の

負の遺産の心ならざる継承であり、「栄光あるフランス」のための止むを得ざる撰択であるとしてだけみるのは一面的であるといわなければならないであろう。

先進国内における社共両党間の対立抗争は、今後おそらくは旧来とは異なつた展開になるように思われる。最大の争点であつたソビエト型の変革か議會型の変革か（一挙革命型か漸進的的改革型かといいかえてもよい）については、もはや両党間に対立はないからである。そのことは、ユーロソシアリズムとユーロコミュニズムが議會型という点で共通の路線に立っていることに明確に示されているといつてよいであらう。<sup>(2)</sup>

(1) 『社会主義プロジェクト』大津真作訳合同出版 五六—五九頁。

(2) 西欧の社会党と共産党の間に対立の要因がなくなつたわけではない。後者が「科学的社會主義」の立場に立つのにたいし、前者はマルクス主義を標榜しない。そこから理論的な対立が惹起されることは当然ありうる。また現実の経済政策上も、フランス社会党政権の鉄鋼産業再編成にフランス共産党が頑強に反対したり、クラクシ政権とイタリア社会党が推進するスカラ・モービレの見直しにイタリア共産党が真向から反対しているように、対立は残っている。